

## オフセット・クレジット（J-VER）販売要領

(趣旨)

### 第1条

株式会社 田部が、田部の山林で取得したオフセット・クレジット（J-VER）（以下「J-VER」という。）を、カーボン・オフセットに取り組む事業者、団体等に販売することについて必要な事項を定める。

(購入者の募集)

### 第2条

- 1 J-VER の購入者(以下「購入者」という。) の募集は、原則として、株式会社田部ホームページにより行うものとする。
- 2 J-VER の販売は、株式会社田部が保有する数量の範囲内で行うものとし、株式会社田部ホームページに販売できる数量を公表するものとする。

(販売方法)

### 第3条

- 1 J-VER の販売予定単価は、別途定める。
- 2 最低販売数量は 1 トン(t-co2) とし、1 トン(t-co2) 単位で販売する。

(購入の申込み)

### 第4条

- 1 J-VER の購入を希望する者(以下「購入希望者」という。) は、申請書類(様式第1号から様式第3号まで)を持参又は郵送のいずれかの方法により、株式会社田部に提出する。  
ただし、次に掲げる事業者、団体等は対象外とする
  - (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者、団体等
  - (2) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする事業者、団体等
  - (3) 暴力団又は暴力団員の統制下にある事業者、団体等
  - (4) その他、カーボン・オフセットの適正な実施ができないと認められる事業者、団体等
- 2 株式会社田部は、第1項による申し込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、J-VER の使用に必要な範囲において、資料の提出を求めることができる。

(購入者の決定)

第5条

- 1 株式会社田部は、前条第1項の規定による申込みがあった場合は、先着順に当該申込みの内容を審査の上、J-VER の購入者を決定する。
- 2 株式会社田部は、前項による購入の適否について購入希望者に書面により通知する。

(契約書の作成)

第6条

株式会社田部は、前条第1項の購入者と契約書を作成し、購入者と取り交わすこととする。

(売買代金の納付)

第7条

購入者は、J-VER の売買代金を、株式会社田部が別に定める期日までに、田部が発行する振込通知書により入金するものとする。

(J-VER の移転)

第8条

- 1 株式会社田部は、購入者からの売買代金の入金を確認した後、オフセット・クレジット(以下「J-VER」という。)登録簿の操作により、株式会社田部の保有口座から購入者が指定する口座へ J-VER の移転手続きを行うものとする。
- 2 購入者が口座を保有しない場合及び口座を指定しない場合は、株式会社田部が J-VER の無効化を行うものとする。

(証明書の発行)

第9条

株式会社田部は、購入者に対し、J-VER の購入を通して株式会社田部グループの森林づくりに協力していることを証するため、オフセット量を記載した証明書を発行する。

(協議)

第10条

この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、株式会社田部と購入者 双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第11条

この要領に定めることに關し、裁判上の紛争が生じた場合は、島根県雲南市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(その他)

第12条

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、株式会社田部が別に定める。

附則

この要領は平成25年4月8日から施行する。